

令和3年度

第11回千葉県農業委員会総会議事録

千葉県農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和4年2月15日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和3年度第11回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第6号	千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について	8件
議案第7号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件
議案第8号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第1項の規定による承認申請について	1件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	7件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	7件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	43件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	3件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	18件
報告第6号	賃貸情報の提供について	1件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	3件

<出席委員> (17名)

1番	小川友安	2番	浅川政明
3番	深谷耕司	4番	齊藤元治
5番	清宮惠理子	6番	梶本泉
7番	長谷川秀明	8番	横山清亮
9番	長谷部衡平	10番	中村浩道
11番	秋庭重樹	12番	佐々木貴史
13番	猪野桃夫	14番	齊藤憲次
15番	石井一也	16番	市原律子
17番	高橋芳和		

<事務局説明員>

事務局長	表谷拓郎	次長	圓城寺英樹
次長補佐	齋藤聡子	農地活用班長	中村健一
農地保全班長	原田賢一	農地審査班長	高山智裕
農地指導班長	長谷川隆之		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和3年度第11回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。
本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 8番 横山 清亮 委員

議席番号 10番 中村 浩道 委員

のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(横山班長)

ご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに第1項です。

お手元の資料1ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義務者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が所有する花見川区武石町1丁目の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻、ネギ、大根、里芋を予定しております。

つぎに第2項です。

お手元の資料2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区都賀の台4丁目に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方外1名の方が所有する花見川区畑町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

事前審査第2班
(横山班長)

申請地の取得後の作目は、ネギ、白菜、大根を予定しております。

議案書2ページをご覧ください。

つぎに第3項です。

お手元の資料3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義務者であります花見川区宇那谷町に在住の方が所有する花見川区宇那谷町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、人参、ネギ、ほうれん草を予定しております。

つぎに第4項です。

お手元の資料4ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区宇那谷町に在住の方が、義務者であります東京都江東区に在住の方が所有する花見川区宇那谷町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

議案書3ページをご覧ください。

つぎに第5項です。

本案件は、第6項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料5ページ及び6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区大広町に在住の方が、義務者であります若葉区高根町に在住の方外1名の方が所有する若葉区高根町及び若葉区佐和町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、そばを予定しております。

議案書4ページをご覧ください。

つぎに第7項です。

お手元の資料7ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区佐和町に在住の方が、義務者であります埼玉県川口市に在住の方が所有する若葉区佐和町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、みょうがを予定しております。

つぎに第8項です。

事前審査第2班 (横山班長)	<p>本案件は、第9項及び第10項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料8ページから10ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区谷当町に在住の方が、義務者であります若葉区谷当町に在住の方外2名の方々が所有する若葉区谷当町及び若葉区下田町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、小松菜、人参、ナス、枝豆を予定しております。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>つぎに第11項です。</p> <p>お手元の資料11ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区板倉町に在住の方が、義務者であります緑区板倉町に在住の方が所有する緑区板倉町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、いちごを予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
橋本委員	<p>議案第1号第3項についてお伺いします。</p> <p>農地の取引価格としては、かなり高額な感じがしますが、金額に間違いはありませんか。</p>
事務局	<p>価格については、記載のとおりで間違いございません。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>————— 挙手 —————</p>

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。
事前審査第2班 (横山班長)	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>本案件は第2項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。</p> <p>お手元の資料12ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、第1項が貸駐車場用地、第2項が貸資材置場用地とするものです。</p> <p>申請土地は、京成幕張駅から北に約700メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、土留を設置し、土砂の流出を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
橋本委員	<p>当該地は、第2種農地とあるが、近くに小学校や鉄道があるので、第3種農地ではないでしょうか。</p>
事務局	<p>第3種農地の要件として、500m以内に2つ以上の公共施設があることその他に、前面道路に水道・ガス・下水のうち、2つ以上が入っている必要があるが、当該地は、下水管しか入っていないので第3種農地ではありません。</p>

議長 (長谷部会長)	他に、質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。
事前審査第2班 (横山班長)	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。 議案第3号につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 本案件は議案第4号第1項と一体案件ですので、議案第4号第1項のときに一括してご説明いたします。</p> <p>つぎに第2項です。 お手元の資料19ページから23ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、資材置場及び駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。 申請土地は、貝塚インターチェンジから北西に約400メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 現況は畑で、周辺は農地と住宅が混在しております。 被害防除については、土留を設置し、土砂の流出を防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無い</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等 ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号第2項につ いて、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員（賛成多数）でございますので、議案第3号第2項につ いては許可と決定いたします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>つぎに、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変 更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。 議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。 本案件は、議案第3号第1項と一体案件ですので一括してご説明 いたします。 お手元の資料13ページから18ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、承継者の残高証明書、当 初事業計画者に対する債権差押命令を添付しております。 本案件は、令和3年4月に開催された第1回総会において、農地 法第5条に基づく許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出 されたものです。 事業者等が変更となるため、計画変更承認申請とともに、農地法 第5条の規定による許可申請も行うものです。これは、農地転用が 完了していない農地を事業承継者である権利者に所有権を移転す るためには、農地法第5条に基づく許可が必要であるためです。 計画変更承認申請の理由ですが、申請地とは異なる宅地開発現場</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>において、隣接する鉄道用地への影響を防ぐ追加工事等が求められたことにより、工事を停止せざるをえなくなり、工事遅延による必要資金の増加や、予定していた資金調達も難しくなったため、資金不足となり、申請地の建売分譲住宅地への転用に着手できない状態となったので、計画を変更して事業を承継したい、というものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立若松中学校から南に約200メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、千葉都市モノレール小倉台駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。</p> <p>権利者および事業承継者は、若葉区都賀3丁目に本店の所在する不動産業を営む法人で、義務者及び当初事業計画者は、若葉区西都賀2丁目に本店の所在する宅地建物取引業を営む法人です。</p> <p>転用の目的は、千葉都市モノレール小倉台駅から近く利便性の良い申請地を建売分譲住宅用地としたいというものです。</p> <p>所要金額は、1億6,868万円で、当初計画の8,700万円より8,168万円増加し、権利者はこれを自己資金により賄う予定です。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透槽にて処理後、雨水管へ接続します。</p> <p>他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可及び承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>許可取得から1年も経ずに、別な物件が原因で経営困難な状況になるのは、当初の事業見積もりが甘いのではないのでしょうか。チェックは十分だったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和3年4月の許可時は銀行の残高証明と他社からの融資証明の提出により、資力について問題はないと判断したが、別の現場に</p>

	<p>資金を流用した結果として資金不足となったものです。</p> <p>事業承継については、千葉県の承認基準に基づいて審査を行いました。</p>
<p>梶本委員</p>	<p>県の承認の基準があるのなら構いません。了解しました。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>他に、質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第3号第1項は許可、議案第4号は承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>説明いたします。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>中央区千葉寺町に在住の方が所有している、同区矢作町の畑1筆、面積1,271平方メートルについて、買取り申出者の祖父が農業の主たる従事者であったことを、令和4年1月26日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>第2項です。</p> <p>花見川区長作町に在住の方が所有している、同町の畑2筆、合計面積702平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和4年1月28日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。
議長	———— 質問・意見等なし ————
議長 (長谷部会長)	質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。 つぎに、議案第6号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。 それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (横山班長)	ご説明いたします。 本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 議案書の11ページをご覧ください。 第1項は、若葉区下田町所在の農地所有適格法人が、同町在住の方が所有する、同町の畑1筆、面積793平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は、「里芋、さつまいも、落花生」です。 第2項から12ページの第4項は、権利者が同一のため一括して説明します。富里市立沢所在の農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方、3名が所有する、同町の畑9筆、合計面積8,689平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は、「小松菜」です。 議案書の13ページをご覧ください。 第5項から第6項は、権利者が同一のため一括して説明します。市原市瀬又在住の農家の方が、緑区越智町在住の方、2名が所有する同町の畑4筆、合計面積7,733平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「里芋、つる

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>むらさき」です。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>第7項から第8項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、一括方式です。</p> <p>第7項は、若葉区川井町所在の農地所有適格法人が、同区桜木在住の方、ほか2名が所有する同区北谷津町の田1筆、面積3,961平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稲」です。</p> <p>第8項は、花見川区武石町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同区幕張町の畑1筆、面積2,000平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン、キャベツ、ネギ」です。</p> <p>第1項から第8項までの合計面積は、23,176平方メートルです。</p> <p>本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。</p> <p>第1項から第8項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている判断されます。</p> <p>議案第6号についての説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 質問・意見等なし ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号については、原案どおり決定といたします。</p>

議長 (長谷部会長)	つぎに、議案第7号「農用地利用配分計画案の意見について」を上程いたします。
事前審査第2班 (横山班長)	<p>事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p> <p>議案書の16ページをお願いします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものであり、農地中間管理事業の分割方式の案件です。</p> <p>農地中間管理事業による農地の貸借を成立させるには、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸借の手続きをする必要がありますが、本案件は、以前に機構が中間管理権を取得し、県の認可を受けて担い手へ貸し付けていた農地について、その中途解約に伴い、機構が新たな借り手に貸し付けるものです。</p> <p>意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。</p> <p>第1項は、緑区大椎町の田4筆、合計面積7,736平方メートルを、同町在住の農家の方に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から令和8年9月30日までの約4年7か月、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
議場	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙 手 ————</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、「意見なし」と決定いたします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>次に、議案第8号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p> <p>説明いたします。</p> <p>議案書は、本日机上配付差し上げたものをご覧ください。資料についても、25・26ページ分は、机上配付差し上げたものをご覧ください。</p> <p>本案件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下、特定農地貸付法といいます）に基づき、生産緑地に市民農園を開設するにあたり、特定農地貸付けに係る承認申請のあったものです。</p> <p>農地法においては、農地が効率的な利用を行う農業経営体によって利用されるよう、基本的に全ての農地の権利移動を許可対象としており、一定規模以上の農地を耕作し、農作業に常時従事して、その効率的な利用を行う者でなければ、原則として農地の権利取得が認められません。</p> <p>このため、市民農園利用者のように、小規模の農地を使い、余暇等を利用して農作物を栽培しようとする者については、農地の権利取得が認められないことから、小面積の農地を短期間で定型的な条件の下に貸し付ける場合について、特定農地貸付けとして、特例措置が定められました。</p> <p>特定農地貸付けとは、市民農園の利用者への農地の貸付けで、以下に該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10アール未満の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。 ・農作物の栽培が、営利を目的としないものであること。 ・貸付期間が5年を超えないものであること。 <p>農業委員会は、特定農地貸付法第3条第1項の規定により、特定農地貸付けに係る承認申請があった場合には、同条第3項の規定により、次の要件に該当すると認めるときは、承認するものとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象農地の位置や規模から、周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないこと。 ・市民農園利用者の募集及び選考方法が公平かつ適正である

	<p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間、その他の条件等が適切であること。 ・対象農地において、賃借権等の所有権以外の権利に基づいて、すでに耕作している者がいないこと。 <p>以上が、要件となります。</p> <p>第1項は、権利者である稲毛区稲毛5丁目在住の農家の方が、同町の畑1筆のうち、面積1,359平方メートル（換地後974平方メートル）に市民農園を開設しようとするもので、貸付期間は1年、貸付面積は区画あたり8平方メートル、貸付区画数は42区画です。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特定農地貸付法第3条第3項に定める要件に該当すると認められることから、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
橋本委員	<p>10アールを超えた場合の扱いはどうなりますか。</p>
事務局	<p>10アールを超えると市民農園の定義から外れるので制度の対象から外れます。なお、この場合の10アールの基準は、1区画当たりの数字で、区画数のトータルの面積については、制限はありません。</p>
深谷委員	<p>本件で、業務受託者は、どのような業務を行うのですか。</p>
事務局	<p>利用者の募集・決定・栽培指導・農機具の無料貸付等を行います。</p>
浅川委員	<p>駐車場は設置しないのでしょうか。</p>
事務局	<p>当該予定地は、宅地化が進んだ地域にあり、近隣住宅による利用を想定していることから、駐車場を設ける予定はありません。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">————— 挙手 —————</p>

議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第8号は、承認と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	<p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件についてご説明いたします。</p> <p>議案書の18ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の19ページまでに7件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の20ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、土地所有者以外の者が、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の26ページまでに43件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p>
事務局	<p>議案書の27ページをご覧ください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、3件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。</p> <p>議案書の28ページをご覧ください。</p> <p>報告第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答については、18件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか、法務局から照会があったもので、農業委員による現地調</p>

<p>事務局</p>	<p>査を行いました結果、いずれも内容については記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。</p> <p>議案書の29ページをご覧ください。</p> <p>報告第6号 賃借料情報の提供については、本件は農地法第52条に基づき、本市における賃借料を算出し、毎年情報提供を行っているものです。令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間の農地法3条の許可や農用地利用集積計画の報告のデータにより田・畑別、行政区物に10アールあたりの賃借料水準を示したもので、金額は記載のとおりです。農地を貸し借りする際の目安となるよう参考として情報提供するものであり、今後、農業委員会だより3月号や農業委員会のホームページなどで周知をはかっています。なお、中央区・花見川区・稲毛区の田及び中央区・稲毛区の畑については、事例がないか過少のため、表示しておりません。</p> <p>議案書の30ページをご覧ください。</p> <p>報告第7号 千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）は、3件ございました。内容につきましては、1月の総会で審議されたもので、1月14日に千葉県農業会議より許可相当との回答があり、許可指令書を交付いたしました。報告案件については以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようです。</p> <p>これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第11回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 （午前 11時4分）</p>